

日本人類遺伝学会

日本遺伝カウンセリング学会

認定遺伝カウンセラー 資格更新書類

平成 22 年 3 月

目 次

1. 認定遺伝カウンセラー資格更新用研修簿表紙（提出時の表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
2. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書 【様式 gc4-1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
3. 更新料払込受領証のコピー添付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
4. 研修記録集計表 【様式 gc4-2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
5. 研修集会出席記録（委員会が認定したもの）【様式 gc4-3-1】・・・・・・・・・・・・・・・・ p6～p7
6. 研修集会出席記録（委員会が認定していないが、根拠となる資料を添付し申請したもの）
【様式 gc4-3-2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p8～p9
7. 業績発表記録（演題発表）【様式 gc4-3-3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p10～p11
8. 業績発表記録（遺伝医学に特化していない学会等での演題発表）【様式 gc4-3-4】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p12～p13
9. 業績発表記録（講演等）【様式 gc4-3-5】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p14～p15
10. 業績発表記録（原著論文・著書等）【様式 gc4-3-6】・・・・・・・・・・・・・・・・ p16～p17
11. 遺伝医療の実践（遺伝カウンセリングの実践：症例の要約）
【様式 gc4-3-7】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p18～p19
12. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書提出遅滞理由書 【様式 gc4-d】・・・・・・・・ p20
13. 資格更新の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p21～p23
14. （別表 1）認定遺伝カウンセラー資格更新のための研修と単位数一覧・・・・・・・・ p24～p26
15. 資料：認定遺伝カウンセラー制度規則・資格更新に関する申し合わせ・・・・・・・・ p27～p28
16. 勤務先・住所等変更届 【様式 gc5-c】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 29
17. 認定遺伝カウンセラー資格認定期間延長願 【様式 gc5-p】・・・・・・・・・・・・・・・・ p 30

受付番号※	
受付年月日※	西暦 年 月 日
認定資格更新年月日※	西暦 年 月 日

※事務局記載欄

日本人類遺伝学会・日本遺伝カウンセリング学会

認定遺伝カウンセラー 研修記録簿

資格更新申請用

氏 名	
認定遺伝カウンセラー番号	第 号
現在の認定期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日

【様式 gc4-1】

認定遺伝カウンセラー 資格更新申請書

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 委員長 殿

私は認定遺伝カウンセラー資格の更新を受けたく、ここに申請いたします。

認定遺伝カウンセラー番号	第 号	認定期限	西暦 年 月 日	
所属学会 (該当箇所に印)	<input type="checkbox"/> 日本人類遺伝学会 <input type="checkbox"/> 日本遺伝カウンセリング学会			
申請者氏名		姓	名	印 (捺印必須)
	ふりがな			
	漢 字			
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女	
勤務施設名/ 所属名/職名/ 非常勤施設名 (複数施設の 場合は箇条書 きにする)		勤務施設 連絡先 (複数施 設の場合 は箇条書 きにする)	〒 TEL: FAX: E-mail:	
自宅連絡先	〒 TEL: FAX: E-mail :			

更新料払込受領証のコピー添付

更新料：追って認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページにて公開
振込先：

郵便振替 口座番号 00180-1-427094

口座名称 認定遺伝カウンセラー制度委員会

申請手数料の払込用紙受領証
(受領印) のコピーを
この部分に貼付してください。

【様式 gc4-2】

研修記録集計表

研修の種類		必要添付書類	回	合計単位数
A. 研修集会出席 (学術集会、研究会、セミナー等)	委員会が認定したもの 【様式 gc4-3-1】	参加証などの参加を証明できるもの	回	単位
	委員会が認定していない(その他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会、および研修会) 【様式 gc4-3-2】	学会プログラム、および参加証などの参加を証明できるもの	回	単位
B. 業績発表	演題発表 【様式 gc4-3-3】		回	単位
	遺伝医学に特化していない学会での演題発表 【様式 gc4-3-4】	学会プログラム、発表演題抄録	回	単位
	講師、特別講演等 【様式 gc4-3-5】		回	単位
	原著論文・著書 【様式 gc4-3-6】		編	単位
C. 遺伝医療の実践	遺伝カウンセリングの実践：遺伝カウンセリング記録【様式 gc4-3-7】		例	単位
総 計				単位

各項目における単位数や委員会が認定した研修集会は、随時更新される予定です。最新情報については、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページを参照のこと。

【様式 gc4-3-1】

研修集会出席記録：委員会が認定したもの（別表 1 の A 欄に具体的に名称が記載されている学会の学術集会、研究会、セミナー）

研修集会名（開催地・開催年月日を記載）、 <u>参加証等の証明書要貼付</u> （コピー可／縮小してもよい） ※記載順に番号を付けること	備 考	単 位
	小 計	

研修集会名（開催地・開催年月日を記載）、 <u>参加証等の証明書要貼付</u> （コピー可／縮小してもよい） ※記載順に番号を付けること	備 考	単 位
	小 計	
	合 計	

【様式 gc4-3-2】

研修集会出席記録：委員会が認定していないもの（別表1のA欄に具体的に名称が記載されていない学会の学術集会、研究会、セミナーであるが、プログラムなど根拠となる資料を添付したもの）

研修集会名（開催地・開催年月日を記載）、プログラム及び参加証等の <u>証明書要貼付</u> （コピー可／縮小してもよい） ※記載順に番号を付けること	備 考	単 位
	小 計	

研修集会名（開催地・開催年月日を記載）、プログラム及び参加証等の <u>証明書要貼付</u> （コピー可／縮小してもよい） ※記載順に番号を付けること	備 考	単 位
	小 計	
	合 計	

【様式 gc4-3-3】

業績発表記録：委員会が認定した学会での演題発表（別表1のB欄参照）

発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	

<p>発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること</p>	<p>単位</p>
<p>小 計</p>	
<p>合 計</p>	

【様式 gc4-3-4】

業績発表記録：遺伝医学に特化していない学会での演題発表（別表1のB欄参照）

発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 <u>学会プログラム、および発表演題抄録のコピーを添付すること</u> ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	

<p>発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 <u>学会プログラム、および発表演題抄録のコピーを添付</u>すること ※記載順に番号を付けること</p>	<p>単位</p>
<p>小 計</p>	
<p>合 計</p>	

【様式 gc4-3-5】

業績発表記録：特別講演、教育講演、セミナー、研修会等での講師

発表者名(申請者に下線)・講演名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	

<p>発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること</p>	<p>単位</p>
<p>小 計</p>	
<p>合 計</p>	

【様式 gc4-3-6】

業績発表記録：原著論文・著書（別表1のB欄参照）

著者名（申請者に下線）、論文名、雑誌・図書名、巻・頁、発表年を記載 原著（筆頭者、共著）、著書の順に記載し、記載順に番号を付けること	単位
小 計	

著者名（申請者に下線）、論文名、雑誌・図書名、巻・頁、発表年を記載 原著（筆頭者、共著）、著書の順に記載し、記載順に番号を付けること	単位
小 計	
合 計	

遺伝カウンセリングの内容

下記の項目に従って記述すること：

- (1) 来談目的、(2) 遺伝カウンセリングに至るまでの概略、(3) クライエントの情報、(4) 提供した情報(医師と認定遺伝カウンセラーの分担を明記)、(5) 認定遺伝カウンセラーとしてのアセスメント、(6) クライエントの様子、(7) 今後の課題、(8) その他

【様式 gc4-d】

認定遺伝カウンセラー資格更新申請書提出遅滞理由書

認定遺伝カウンセラー制度委員会 御中

私は、以下の理由により、認定遺伝カウンセラーの更新申請書を期日までに提出しませんでした。更新申請書を提出するまでの期間中も認定遺伝カウンセラー資格の更新を得るための研修を行ってまいりましたので、更新申請書の書類を受理していただきますようお願いいたします。

※該当する□にレ印を記入して下さい。

- 更新申請書を提出することが必要であるとは認識していなかったため
- その他の理由のため
具体的に：

認定遺伝カウンセラー登録番号： 第 号

認定期間 ： 西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日

(ふりがな)

氏 名：

上記事項について相違ありません。

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー 自署 _____ (印)

認定遺伝カウンセラー資格更新の手引

1. 認定遺伝カウンセラー資格の更新

認定遺伝カウンセラー資格の更新は5年毎に行います。以下の要件を満たした場合に、更新することができます。その要件は、下記のとおりです。

- 1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- 2) 前認定期間内に別表1に記載する単位を50単位以上を取得すること

2. 平成20年度以前の資格取得者についての更新

平成20年度以前に認定遺伝カウンセラー資格を取得された場合の初回更新時の必要単位数は下記の通りです。

- 平成20年度資格取得者：45単位以上
- 平成19年度資格取得者：40単位以上
- 平成18年度資格取得者：35単位以上
- 平成17年度資格取得者：30単位以上

また、平成20年度以前の資格取得者について初回更新時に上記の単位を満たさない場合は、下記の単位数を次回更新時の必要単位数として上乘せすることにより、更新を認めます。

- 平成20年度資格取得者：5単位以内
- 平成19年度資格取得者：10単位以内
- 平成18年度資格取得者：15単位以内
- 平成17年度資格取得者：20単位以内

3. 資格更新のための提出書類

認定遺伝カウンセラー資格更新には研修記録簿の提出が必要です。研修記録簿一式は、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページよりダウンロードして利用してください。ダウンロードした書類に、指示にしたがって研修記録簿を作成し原本を提出ください。提出された原本は返却しませんので、提出前にコピーの保存をお願いします。記録簿作成にあたっては、必要に応じて該当ページをコピーして利用してください。

4. 資格更新のための単位

別表1にまとめてあります。この単位については、随時見直しを行ってゆく予定です。最新の情報については認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページを確認ください。

5. 認定遺伝カウンセラー資格更新の受付期間

受付は、毎年4月1日から、翌年の1月31日までです。その他の期間は受付できません。提出先は認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局です。認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページで必ず確認してください。各学会事務局には提出しないようご注意ください。

6. 認定遺伝カウンセラー資格更新シール

申請後、認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審査され、資格更新が認められた際には、更新シールを送ります。認定証に添付してください。

7. 認定遺伝カウンセラー資格更新の申請遅滞理由書

認定期限までに更新申請されなかった場合、認定期限後2年までは更新申請が可能です。その場合は、

「更新申請提出遅滞理由書」(様式 gc4-d) を添付したうえで更新申請が可能です。制度委員会がその遅滞理由を認めた場合に更新を認めます。

8. 認定更新の更新料

更新料は追って認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページで公開します。申請の際に郵便振替にて払込を行い、その受領証のコピーを指定の場所に添付してください。(振り込み先：口座番号 00180-1-427094、口座名称：認定遺伝カウンセラー制度委員会)

9. 認定資格の更新の延長について

海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間に、認定遺伝カウンセラー資格更新のための活動ができない場合は、「認定遺伝カウンセラー認定資格更新の延長願い」(様式 gc5-p) にて更新の延長を、認定遺伝カウンセラー制度委員会に申請することができます。申請については、認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議しその理由が許容できる場合に更新の延長が認められます。更新ができなかった場合には、更新がされるまで、認定遺伝カウンセラー資格は停止されます。

10. 認定遺伝カウンセラー資格の喪失について

以下の場合、認定遺伝カウンセラー資格を喪失することになります。

- 1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会を退会した場合(制度規則第12条(3)による)
日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会いずれの会員でもなくなった際には資格を喪失します。退会の書類が受理された日付で同時に認定遺伝カウンセラー資格も失われます。会費未納入による自動退会の場合も同様に資格を喪失することになりますので充分にご注意ください。再入会后、再登録の手続きをとることによって資格を回復することができますが、退会から再入会されるまでの期間に相当する研修単位は、更新申請に使用できません。
- 2) 認定期間終了後も上記に定めた更新手続きが行われなかった場合

研修記録簿記入の注意事項

1. 全ての様式は「認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページ」よりダウンロードしてください。必要に応じた該当ページをコピーして、ワープロで記入、必要な書類のコピーを貼り付けて、冊子体に体裁を整えて提出して下さい(両面印刷が望ましい)。
2. 提出の際は「研修記録集計表」【様式 gc4-2】に各単位数の合計及び総計を算出のうえ記入してください。
3. 学術集会・研究会・セミナー等への参加を証明する参加証・シール・スタンプ等(コピー可)の貼付が必要です。【様式 gc4-3-1~様式 gc4-3-2】
4. 別表1のA欄に記載のない、その他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会や研修会出席の場合、学会プログラム・参加証(コピー可)等を添付してください。委員会でも適切と認められた場合に単位を認定します。(各学会、研修会毎)【様式 gc4-3-2】
5. 遺伝医学に特化していない学会での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表の場合は、学会プログラム・発表演題抄録(コピー可)を添付してください。【様式 gc4-3-4】
6. 原著論文・著書は発表雑誌・出版社等を記載し、単著、共著等の区別をして記載してください。

共著の場合、共著者名を記載してください。【様式 gc4-3-6】

更新申請にあたっての研修記録簿送付先

この記録簿を「資格更新申請、研修記録簿在中」と朱記のうえ、簡易書留または宅急便にて事務局宛にお送りください。更新申請の受付は毎年4月1日から翌年1月31日まで（消印有効）です。その他の期間に提出されても受付できません。提出先は認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局です。必ず、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページにて事務局の住所を確認してください。

資格更新のための研修記録簿の提出先：

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局

〒112-8610 文京区大塚 2-1-1

お茶の水女子大学大学院ライフサイエンス専攻遺伝カウンセリングコース 気付

電話：03-5978-5742

(別表1) 認定遺伝カウンセラー資格更新のための研修と単位数一覧

		単位数	備 考
A. 研修集会出席 (学術集会、研究会、セミナー等)	日本人類遺伝学会 日本遺伝カウンセリング学会	10	(各学術集会毎)
	日本人類遺伝学会における Education Program	2	(1セッションごとに、学会参加に加えて)
	日本医学会総会	8	(各大会毎)
	日本先天代謝異常学会 日本小児遺伝学会 日本遺伝子診療学会 日本先天異常学会 日本家族性腫瘍学会	8	(各学術集会毎)
	染色体研究会 出生前診断研究会(各地) 臨床細胞分子遺伝研究会 委員会が認定したその他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会・研究会・セミナー	5	(各学術集会・研究会毎)
	National Society of Genetic Counselors International Congress of Human Genetics American Society of Human Genetics American College of Medical Genetics European Society of Human Genetics	8	(各学術集会毎)
	East Asian Union of Human Genetic Societies (EAUHGS) 精神科遺伝学世界会議(WCPG)	5	(各学術集会毎)
	その他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会出席	5	学会プログラム・参加証(コピー可)等を添付し、委員会で適切と認められた場合に単位を認定する(各学会毎)
	遺伝医学セミナー	10	日本人類遺伝学会主催
	遺伝医学セミナー入門コース	5	日本人類遺伝学会主催
	遺伝カウンセリング研修会	12	日本遺伝カウンセリング学会主催
	遺伝カウンセリングアドバンストセミナー	8	日本遺伝カウンセリング学会主催
	遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	8	日本家族計画協会主催

	家族性腫瘍セミナー	10	日本家族性腫瘍学会主催
	臨床細胞遺伝学セミナー 先天代謝異常学会セミナー	8	(各セミナー毎)
A. 研修集会出席 (学術集会、研究会、セミナー等)	その他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連 研修会参加	5	研修会プログラム・参加証（コピー可）等を添付し、委員会で適切と認められた場合に単位を認定する（各研修会毎）
B. 業績発表	委員会が認定した学会（A欄に名称の記載のある学会）における臨床遺伝・遺伝カウンセリングに関する演題発表	5	(各演題毎)
	遺伝医学に特化していない学会での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表	5	学会プログラム・発表演題抄録（コピー可）を添付し、委員会で適切と認められた場合に単位を認定する。（例：日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本新生児未熟児学会、日本神経学会、日本看護学会、日本心理学会、日本生命倫理学会等で遺伝医学に関する演題を発表する場合等）（各演題毎）
	臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会での特別講演、教育講演、セミナー、シンポジスト、研修会等の講師	8	(各行事毎)
	臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載 <u>筆頭者</u>	10	遺伝医学に特化した雑誌ではなくても、執筆内容が遺伝医学、遺伝カウンセリングに関連したものであれば認める。
	臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載 <u>共著者</u>	3	遺伝医学に特化した雑誌ではなくても、執筆内容が遺伝医学、遺伝カウンセリングに関連したものであれば認める。
C. 遺伝医療の 実践	遺伝カウンセリングの実践	2	症例の要約。1症例につき2単位とする。

*これらの単位については、随時見直しを行ってゆく予定です。最新の情報については認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページを確認ください。

資料

認定遺伝カウンセラー制度規則第 13 条（認定遺伝カウンセラー認定の更新）に関する申し合わせ

第 1 条 この申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度規則第 13 条における認定遺伝カウンセラー資格の更新について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 認定遺伝カウンセラーの認定更新は、5 年毎に行い、その要件は下記のとおりとする。

- (1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- (2) 前認定期間内に別表 1 に記載する単位を 50 単位以上取得すること

ただし、平成 20 年度以前の資格取得者についての初回更新時の必要単位数は下記の通りとする

- 平成 20 年度資格取得者：45 単位以上
- 平成 19 年度資格取得者：40 単位以上
- 平成 18 年度資格取得者：35 単位以上
- 平成 17 年度資格取得者：30 単位以上

また、平成 20 年度以前の資格取得者について初回更新時に上記の単位を満たさない場合は、下記の単位数を次回更新時の必要単位数として上乘せすることにより、更新を認める。

- 平成 20 年度資格取得者：5 単位以内
- 平成 19 年度資格取得者：10 単位以内
- 平成 18 年度資格取得者：15 単位以内
- 平成 17 年度資格取得者：20 単位以内

第 3 条 認定遺伝カウンセラー資格の更新の受付期間について

更新申請の受付は、認定最終年度の 4 月 1 日から、翌年の 1 月 31 日までとする。

第 4 条 認定資格の更新料

認定資格の更新には更新料を納める。

第 5 条 認定遺伝カウンセラー資格更新申請の提出先について

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする。

第 6 条 更新申請の遅滞について

更新申請が遅れた場合であっても「更新申請提出遅滞理由書」を添付したうえで更新申請を提出し、制度委員会はその遅滞理由を許容した場合には、更新を認めることがある。但し、更新申請提出の遅滞は認定期間終了後 2 年までとし、次回の認定期間は、通常通り、5 年間とする。

第 7 条 認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について

海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間内に、認定遺伝カウンセラー資格更新のための活動をする事ができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新の延長願い」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー認定資格は停

止される。認定遺伝カウンセラー資格更新の延長が、認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下のいずれかによって、更新がなされた場合には、認定資格の停止が解除される。

- 1) 認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格する
- 2) 別途認定遺伝カウンセラー制度委員会にて決められた当該必要単位数を取得する

第8条 認定遺伝カウンセラー資格の喪失について

以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得た場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

- (1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失（制度規則第12条(3)）
- (2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

第9条 本申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度委員会の議を経て改正することができる。

附則

本申し合わせは2011年（平成23年）6月30日より施行する。

【様式 gc5-c】

勤務先・住所等 変更届

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 殿

私は以下の項目について変更届を提出しますので、手続き方よろしくお願ひします。

- 勤務先
- 自宅住所
- その他：

※ 該当する□にレ印を付け、下記に記入して下さい。

申請者氏名： _____

認定遺伝カウンセラー番号： _____

1. 新勤務先

住 所：〒 _____

所 属： _____

職 名： _____

電話番号：() _____ 、 F A X 番号：() _____

E-mail : _____

2. 新自宅住所

住 所：〒 _____

電話番号：() _____ 、 F A X 番号：() _____

3. その他

<変更届送付先>

上記必要事項を記載し、郵便、F A X、メールへの添付のいずれかの方法で認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局宛にお送り下さい。

【様式 gc5-p】

認定遺伝カウンセラー資格更新延長願

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 殿

私は、以下の理由により、認定遺伝カウンセラー認定期間（ 年 月 日～ 年 月 日）に資格更新のための活動をすることができませんでした。

ここに認定期間の延長を申請いたします。

海外留学のため

留学先施設、指導者：

留学期間：

留学先での研修内容：

病気療養のため

具体的に：

その他の特殊な事情のため

具体的に：

(理由については、申請の審査のための資料になりますので、なるべく具体的に記述してください)

上記、相違ありません。

西暦 年 月 日

申請者署名 _____ 印

認定遺伝カウンセラー登録番号 _____

<延長願送付先>

上記必要事項を記載し、郵便、FAX、メールへの添付のいずれかの方法で認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局宛にお送り下さい。